

# 医療連携圏域の設定について（北海道医療計画から抜粋）

疾病	医療連携圏域の設定
がん	<p>がん診療連携拠点病院による専門的な医療サービスの提供を目指す<b>第二次医療圏</b>単位とします。なお、拠点病院等が未指定となっている7圏域については、14圏域に所在する拠点病院等が、第三次医療圏を基本としてカバーする体制を維持・強化します。</p>
脳卒中	<p>発症後早期に適切な治療を開始することが重要であることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である<b>第二次医療圏</b>とします。</p> <p>なお、現状において急性期医療が完結しない医療圏においては、患者の受療動向等を踏まえた広域的な連携に関する協議の場として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用しながら、患者情報の共有や地域における課題等について意見交換を行うなど、病病連携・病診連携の更なる推進を図り、必要な医療連携体制の確保に努めます。</p>
心筋梗塞等の心血管疾患	<p>発症後早期に適切な治療を開始することが重要であることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である<b>第二次医療圏</b>とします。</p> <p>なお、現状において急性期医療が完結しない医療圏においては、患者の受療動向等を踏まえた広域的な連携に関する協議の場として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用しながら、患者情報の共有や地域における課題等について意見交換を行うなど、病病連携・病診連携の更なる推進を図り、必要な医療連携体制の確保に努めます。</p>
糖尿病	<p>疾病管理や合併症予防については、かかりつけ医や専門医等の連携が重要であることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である<b>第二次医療圏</b>とします。</p> <p>なお、現状において専門治療や慢性合併症治療が完結しない医療圏においては、患者の受療動向等を踏まえた広域的な連携に関する協議の場として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用しながら、患者情報の共有や地域における課題等について意見交換を行うなど、病病連携・病診連携の更なる推進を図り、必要な医療連携体制の確保に努めます。</p>
精神疾患	<p>受診へのアクセスのしやすさや必要時の入院を含む適切な医療の提供と合わせて、地域における保健・福祉・介護サービス等と連携した地域生活を支える機能等が求められることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である<b>第二次医療圏</b>単位とします。</p> <p>精神科救急・身体合併症の対応及び地域連携拠点機能等、高度で専門的な医療サービスの提供体制については、医療資源の少ない地域での完結が難しいことや本道の広域性を考慮し、高度で専門的な医療サービスの提供を目指す圏域である<b>第三次医療圏を基本として、道央圏を3分割した8圏域体制</b>を基本に、隣接する圏域と連携を図りながら、医療連携体制を構築します。</p>

# 医療連携圏域の設定について（北海道医療計画から抜粋）

事業	医療連携圏域の設定
救急医療	<p><u>初期救急医療</u>：原則、市町村を単位とする第一次医療圏とします。</p> <p><u>二次救急医療</u>：比較的高度で専門性の高い医療サービスを提供し、入院医療サービスの完結を目指す医療圏である<b>第二次医療圏</b>とします。</p> <p><u>三次救急医療</u>：高度で専門的な医療サービスを提供する医療圏である第三次医療圏とします。</p>
災害医療	<p>「災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）において、原則、第二次医療圏ごとに地域災害拠点病院を整備する必要があるとされていることから、本計画に定める<b>第二次医療圏</b>を基本とします。</p>
周産期医療	<p><u>総合周産期センター</u>：母胎又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療の提供ができる総合周産期センターの整備を図る周産期医療圏を、第三次医療圏とします。</p> <p><u>地域周産期センター</u>：周産期に係る比較的高度な医療の提供ができる地域周産期センターの整備を図る周産期医療圏を、<b>第二次医療圏</b>とします。</p>
小児医療	<p><u>一般の小児医療及び初期救急医療</u> 初期救急を含む一般の小児医療圏は、原則、市町村を単位とする第一次医療圏とします。</p> <p><u>専門医療及び二次救急医療</u> 専門医療及び入院を要する小児救急医療の小児医療圏は、比較的高度で専門性の高い医療サービスを提供し、入院医療サービスの完結を目指す医療圏である<b>第二次医療圏</b>とします。 なお、専門医療や二次救急医療の完結しない医療圏においては、他の圏域の医療機関や消防機関と連携を図りながら、必要な医療の確保に努めます。</p> <p><u>高度・専門医療及び三次救急医療</u> 高度・専門医療及び重篤な小児患者に対する救命医療の小児医療圏は、高度で専門的な医療サービスを提供する医療圏である第三次医療圏とします。</p>
在宅医療	<p>在宅医療の連携圏域は、引き続き、保健所を連携づくりのコーディネーター役と位置づけ、多職種による連携体制の構築を図っていくことから、<b>第二次医療圏</b>を基本としつつ、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられる体制としていくため、日常の療養支援に関する機能等については、市町村単位での構築を目指します。</p>